

無線 LAN 機器レンタルサービスに関する個別規定

この個別規定（以下「本個別規定」といいます。）は、スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社（以下、「当社」といいます。）が、スターキャット インターネットサービスのオプションサービスとして、加入者に提供する 無線 LAN 機器レンタルサービス（以下「本サービス」といいます。）に関する個別規定です。

1. 定義

1-1. スターキャット インターネットサービス契約約款（以下、「契約約款」という。）において定義される用語は、本個別規定において別途定めがある場合を除き、本個別規定においても契約約款と同義に用いるものとします。

1-2. 本個別規定においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 本サービスとは、加入者に対し、当社が別に定める無線 LAN 機器及び周辺機器（以下、「本機器等」という。）を貸出するサービスをいいます。
- (2) 「利用契約」とは、当社から本サービスの提供を受けるための契約をいいます。
- (3) 「利用契約者」とは、加入者のうち、当社と利用契約を締結している方をいいます。

2. 本個別規定及び契約約款の適用

2-1. 本サービスの利用に関しては、本個別規定及び契約約款が適用されるものとします。

2-2. 本サービスに関し、本個別規定と契約約款に定める内容が異なる場合には、本個別規定に定める内容が優先して適用されるものとします。

3. 本個別規定の変更

当社は、事前の通知を行うことなく本個別規定を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の個別規定によります。

4. 利用契約の単位

利用契約は、スターキャット インターネットサービス加入契約毎に締結します。

5. 利用申込及び承諾等

5-1. 本サービスの利用を希望する加入者は、契約約款及び本個別規定の各規定を承認したうえで、当社が別に定める手続きに従い、利用契約の申込（以下、「利用申込」という。）を行うものとします。

5-2. 加入者は、前項の申込み内容に変更があるときは、当社所定の方法により直ちに当社へ通知するものとします。

5-3. 当社は、利用申込があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを承諾

するものとします。

- (1) 当社の業務の遂行上又は技術上著しく支障があると判断したとき。
- (2) 利用申込者が、本サービスの利用料金等、契約上の債務の支払いを怠るおそれがあるとき。
- (3) 虚偽の事実をもって利用申込をしたとき。

5-4. 当社は本サービスの提供を開始している場合であっても、当社が本サービスの提供に支障があると判断したときは、いつでも本サービスの提供を中止することができるものとします。

6. 本機器等の引渡し

6-1. 本機器等は、当社が利用契約者の指定する場所に納入することをもって、加入者に引き渡されたものとします。

6-2. 当社は、加入者に対し、引渡し時において本機器等が正常な性能を備えていることのみを担保し、本機器等の商品性及び利用契約者の使用目的への適合性については一切担保しません。

7. 本サービス利用開始日

本サービスの利用開始日は、本機器等が利用契約者に納品された日とします。

8. 本機器等の利用、保管等

8-1. 無線 LAN 機器レンタルサービスは、利用契約者本人のみが利用できるものとしました保管するものとします。

8-2. 無線 LAN 機器レンタルサービスの利用条件の詳細に関しては、当社が別に定めます。

8-3. 本機器等の使用に必要な電源及び電気などに係る費用は、利用契約者の負担とします。

8-4. 無線 LAN 機器レンタルサービスに関しては、次の禁止行為があります。

(1) 利用契約者は、無線 LAN 機器レンタルサービスの一部又は全部に関して、第三者に対する使用許諾、賃貸、移転、頒布その他一切の権利移転、権利許諾はできないものとします。

(2) 利用契約者は、無線 LAN 機器レンタルサービスを他の電気通信事業者が提供するサービスに組み込み、又は付属させることはできないものとします。また、無線 LAN 機器レンタルサービスを付加価値サービスとして利用し、又は第三者に利用させることはできないものとします。

8-5. 利用契約者は、本機器等に故障、滅失、毀損等が生じたときは、直ちにその旨を当社に通知し、当社の指示に従うものとします。

8-6. 利用契約者の責に帰すべき事由により本機器等に故障、滅失、毀損等が生じたときは、当社は、利用契約者に対し、その損害賠償を請求することができるものとします。

9. 本機器等の設置及び撤去等

- 9-1. 本機器等の設置、設定、移設、撤去については、利用契約者の費用と責任で行うものとします。
- 9-2. 利用契約者の通信設備、コンピュータなどと本機器などを接続するために必要となる物品等がある場合は、利用契約者の費用と責任でこれを準備するものとします。
- 9-3. 利用契約者が前項の物品等を準備していないこと等により本機器等を利用できない場合であっても、利用契約者は、本サービスの利用料金を支払うものとします。

10. 利用料金等

- 10-1. 利用契約者は、当社が別に定める利用料金を支払わなければなりません。
- 10-2. 利用料金の請求及び支払方法等の詳細に関しては、当社が別に定めます。

11. 解除

- 11-1. 利用契約者が、当社が別に定める手続きに従って、利用契約の解除を申し入れた場合、当暦月の末日をもって、当該利用契約者と当社との間の利用契約は解除されるものとします。
- 11-2. 当社は、利用契約者が次のいずれかに該当する場合は、直ちに利用契約を解除することができます。
- (1) 利用料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 8-4.各号の禁止行為がなされたとき。
 - (3) 当社が不適切と判断する行為がなされたとき。
 - (4) 本個別規定又は契約約款に違反する行為がなされたとき。
- 11-3. 利用契約者が加入契約を解除した場合又は当社が加入契約を解除した場合は、加入契約の解除と同時に、当該加入者に係る利用契約も解除されたものとします。

12. 本機器等の返還等

- 12-1. 期間満了、解除、その他の事由により本サービス契約が終了した場合、利用契約者の費用により現状に復したうえで、利用契約者は、当社が別に定める方法で、当社が別に定める返却期限までに返還するものとします。
- 12-2. 本サービス契約の終了後、第1項の返却期限後もなお本機器等が返還されない場合、当社は、利用契約者に対し当社が別に定める本機器等の購入代金相当額を請求することができます。

13. 知的財産権

無線 LAN 機器レンタルサービスに関する著作権、特許権、商標権、ノウハウ、トレード

ネーム、ロゴその他一切の知的財産権は、当社又は当社にこれを許諾した第三者に独占的に帰属します。

14. 保証・責任の制限

14-1. 当社の責に帰すべき事由により本機器等に故障が生じた場合は、当社は、当社の費用負担により、その修復に努めるものとします。

14-2. 前項に定める以外の事由により本機器等に故障、滅失、毀損等の修理に要する費用は、利用契約者の負担とします。

14-3. 当社は、本機器等の故障、滅失、既存等から利用契約者に生じた損害については、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償責任を負わないものとします。

14-4. 利用契約に関して当社が過失により何らかの責任を負担する場合であっても、その補償・賠償する総金額は、利用契約者が実際に本サービスに支払われた対価の額を越えないものとします。

14-5. 利用契約者による本機器等の使用又は管理に起因して発生したいかなる損害についても、当社は何人に対しても責任を負わず、利用契約者がその責任においてこれを処理、解決するものとします。

附則 本個別規定は、2018年10月1日から実施します。